

定款

ヤフー株式会社

平成 8年	1月 10日	定款認証
平成 8年	1月 31日	会社設立
平成 8年	12月 27日	改 正
平成 9年	6月 12日	改 正
平成 9年	8月 28日	改 正
平成 10年	6月 18日	改 正
平成 11年	6月 17日	改 正
平成 12年	1月 21日	改 正
平成 12年	6月 16日	改 正
平成 12年	12月 8日	改 正
平成 13年	12月 7日	改 正
平成 14年	6月 20日	改 正
平成 15年	5月 20日	改 正
平成 15年	6月 20日	改 正
平成 16年	5月 20日	改 正
平成 16年	6月 17日	改 正
平成 17年	5月 20日	改 正
平成 17年	6月 17日	改 正
平成 17年	11月 18日	改 正
平成 18年	4月 1日	改 正
平成 18年	6月 22日	改 正
平成 19年	6月 21日	改 正
平成 20年	6月 24日	改 正
平成 21年	6月 23日	改 正
平成 24年	6月 21日	改 正
平成 25年	6月 20日	改 正
2015年	6月 18日	改 正
2016年	6月 21日	改 正
2019年	6月 18日	改 正

ヤフー株式会社 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、ヤフー株式会社と称し、英文では Yahoo Japan Corporation と称する。

(目的)

第2条 当会社は、つぎの事業を営むことを目的とする。

1. 情報処理サービス業および情報提供サービス業
2. 電気通信設備、コンピュータ、その周辺機器・関連機器およびそのソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、保守、管理ならびに輸出入業務
3. 書籍・雑誌その他印刷物および電子出版物の企画、制作および販売
4. 地図制作
5. 地理情報の収集、分析、提供、処理業務
6. 地理情報システムの企画、研究開発、提供、技術指導およびコンサルタント業
7. 測量業
8. 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権の取得およびその管理運用
9. 通信システムによる情報・画像・楽曲の収集、配信、処理および販売ならびにそれに係る機器および装置類の販売
10. 放送業、印刷業、翻訳業、映像・音響著作物の制作および販売業
11. 通信販売業
12. 広告宣伝の情報媒体の販売
13. 広告、宣伝に関する企画、制作および広告代理店業
14. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付したもの）の企画、開発および著作権、意匠権、商標権の管理、使用許諾、譲渡ならびにこれらの仲介、代理
15. 経営コンサルタント業
16. 旅行業
17. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
18. 集金代行業
19. 販売促進活動に関するコンサルティング、申込受付、顧客管理等の代行業務
20. タレント・モデル・アーティスト・スポーツ選手のマネージメントおよび肖像権管理
21. CD、DVD、ミュージックテープ、ビデオ等の原盤の企画・制作・販売
22. 映画、コンサート、演劇、スポーツ、イベント等の各種催物チケットの販売

- 23. 不動産の売買、賃貸借、仲介、運用、管理および鑑定業
- 24. 労働者派遣事業、職業紹介事業ならびに人材の職業適性能力開発のための研修、指導および教育事業
- 25. 病院外における介護および看護に関する事業
- 26. 健康測定、運動指導、保健指導、栄養指導、心理相談等の業務
- 27. 医療、介護、保育、教育、レジャーおよびスポーツに関連する施設、飲食店ならびに学習塾の経営
- 28. 旅館業
- 29. 地域開発および都市開発事業ならびにこれらに関する請負、企画、設計および監理
- 30. インターネット用コンピュータ機器のレンタル
- 31. インターネットのホームページの企画、制作
- 32. インターネットのドメイン取得代行業
- 33. 金融業
- 34. クレジットカード業
- 35. 割賦販売法による前払式特定取引および信用購入あっせんに関する一切の業務
- 36. 貸金業
- 37. 第一種金融商品取引業
- 38. 第二種金融商品取引業
- 39. 金融商品仲介業
- 40. 外国為替取引業
- 41. 損害保険および保険媒介代理業、自動車損害賠償保障法に基づく損害保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
- 42. 資金決済に関する法律による前払式支払手段の発行および資金移動業に関する一切の業務
- 43. 各種マーケティング業
- 44. 投資業ならびに投資顧問業
- 45. イベントの企画・運営
- 46. 融資、保証および債権買取を含めた信用供与とその斡旋ならびに仲介
- 47. 銀行代理業
- 48. 電子決済等代行業
- 49. 温室効果ガス排出権の売買
- 50. インターネット等の通信ネットワークにおける暗号技術を用いた当事者の登録、認証業務および通信情報の認証業務
- 51. 前号の認証に関する電子証明書の発行サービス
- 52. ホスティングサービス事業およびこれに付帯する事業
- 53. データセンター運用事業およびこれに付帯するハードウェアもしくはソフトウェアの販売または貸与等の事業
- 54. 一般貨物自動車運送業および貨物利用運送業

- 5 5. 倉庫業
- 5 6. 古物売買業
- 5 7. 次の商品ならびにその部品および原料に関する貿易業、売買業、問屋業、代理業および仲立業
 - (1) 医療用具その他の各種機械器具
 - (2) 車輛および船舶
 - (3) 薬品（医薬品、医薬部外品、動物用医薬品を含む）および化粧品
 - (4) 食料、飲料、酒類、飼料
 - (5) 雑貨類
- 5 8. 前号に掲げる商品に関連する開発、製造加工業
- 5 9. 車輛、事務用機器、医療用具、その他機器類のリース業、レンタル業および修理業
- 6 0. 発電事業および電気、蒸気その他エネルギーの供給に関する事業
- 6 1. 植林、伐採その他の山林業、製材業、木材加工業
- 6 2. 農産物の栽培、水産物の採捕および養殖ならびに牧畜業
- 6 3. 電話その他の通信手段を用いたコンタクトセンターの企画、設計、構築、運用ならびにコンサルティング
- 6 4. 前各号の業務およびこれらに付帯または関連する一切の業務を営む会社ならびにこれらに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を取得・所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること
- 6 5. 前各号に付帯または関連する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機関）

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。

- 1. 取締役会
- 2. 監査等委員会
- 3. 会計監査人

（公告方法）

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、24,160,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受けける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(自己の株式の取得)

第10条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 当会社は、株主名簿管理人およびその事務取扱場所を定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等ならびにそれらの手数料は、法令または定款のほか、株式取扱規則による。

(基準日)

第13条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時これを招集する。

(招集者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議にもとづき代表取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告または監査報告を含む。）に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。この場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は9名以内とする。

- ② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

- ② 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任するものとする。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。
- ③ 任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期と同一とする。
- ④ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとする。

(役付取締役)

第22条 取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から社長1名を定め、必要に応じて会長1名を定めることができる。

(代表取締役)

第23条 社長は当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

- ② 社長のほか、取締役会の決議により、前条の役付取締役の中から当会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会の招集および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、その期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、100万円以上あらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集手続)

第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、その期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第32条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる剰余金の配当等に関する事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(配当金の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第20回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。